

議案第七号

港区印鑑条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

令和四年二月十六日

提出者 港区長 武井雅昭

港区印鑑条例の一部を改正する条例

港区印鑑条例（昭和五十年港区条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第十八条第二項中「港区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成二十九年港区条例第二十四号。次条第二項において「情報通信技術利用条例」という。）第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して」を「次の各号のいずれかの方法によつて」に改め、同項に次の各号を加える。

一 港区行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成二十九年港区条例第二十四号）第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法

二 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。以

下同じ。)を使用して、区長が指定する電子計算機(入出力装置を含む。)に自ら暗証番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令(平成二十六年総務省令第八十五号)第三十三条第一項に規定する暗証番号をいう。)を入力する方法

第十九条第一項中「印鑑登録証明書を」の下に「直接に」を加え、同条第二項中「情報通信技術利用条例第三条第一項の規定による電子情報処理組織を使用した印鑑登録証明書の交付の申請があつたときは、当該申請をした印鑑登録者の住所への郵送」を「前条第二項に規定する方法による印鑑登録証明書の交付の申請があつた場合は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 前条第二項第一号に掲げる方法による申請があつた場合 当該申請をした印鑑登録者の住所へ郵送することにより交付する方法
- 二 前条第二項第二号に掲げる方法による申請があつた場合 当該申請をした印鑑登録者に対して直接に交付する方法

第二十条第一項中「(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年法律第二十七号)第二条第七項の個人番号カードをいう。)」を削る。

付 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。

（説明）

個人番号カードの活用を推進することに伴い、印鑑登録証明書の交付を申請する場合の手続の要件を緩和するため、本案を提出いたします。